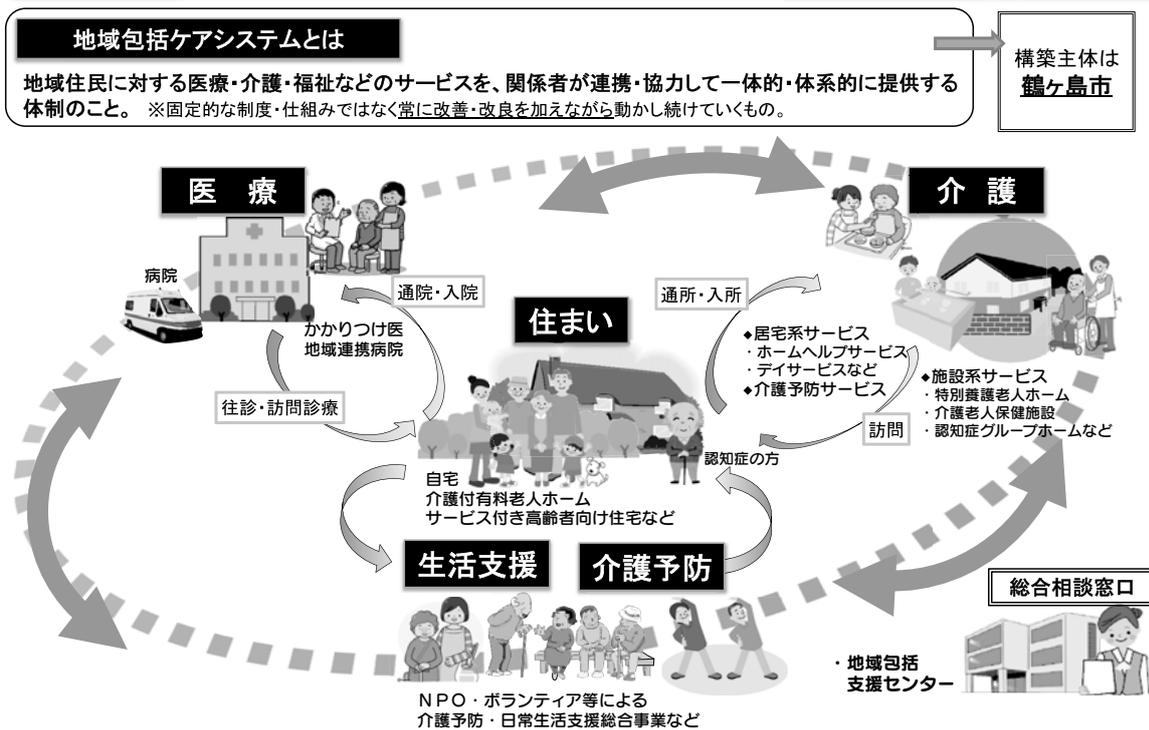


# 地域包括ケアシステムの構築に向けて

問合先 高齢者福祉課地域包括ケア推進担当

市では、急速に進む高齢化の中で、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが適切に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要な仕組みです。これから、様々な取組を通じて鶴ヶ島市らしい地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。現在、地域包括ケアシステム構築のために始まった取組について紹介します。

## 地域包括ケアシステムの全体像



### 在宅医療と介護の連携を進めます

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすために、医療機関と介護事業者などが連携して、在宅医療・介護を一体的に提供することが求められます。

関係機関をはじめとした多職種協働により在宅医療・介護を提供できる体制を作るため、坂戸鶴ヶ島医師会の協力を得ながら、在宅医療と介護の連携を進めていきます。

### 主な取組

- 地域の医療・介護の資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 医療・介護関係者の研修
- 市民のみなさんへの普及啓発
- 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

### 認知症の方への支援を進めます

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る認知症総合支援事業を進めます。

医療機関や介護サービス事業者などとの連携を図り、認知症の方やその家族からの相談業務などを行う **認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置(兼務)** しています。

認知症の方やその家族に対し専門職による初期支援を実施し、早期に適切な医療・介護サービスにつなげる **認知症初期集中支援チームを設置** します。

認知症の方とその家族、地域住民、専門職が集う **認知症カフェを普及** し、認知症の方を支えるつながりの支援と家族の介護負担の軽減を図ります。

# 介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。

介護予防・日常生活支援総合事業とは、地域の65歳以上の方を対象にその方の状態や必要性に合わせて様々なサービスを提供することで、自らの持つ能力を最大限に活かし、元気で自立した生活を続けていくための事業です。介護予防・日常生活支援総合事業には、次の2つがあります。

## 介護予防・日常生活支援総合事業（鶴ヶ島市で具体的なサービス内容を決めていきます）

### 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）の2つのサービスを全国一律の基準に基づく介護予防サービスから、市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスと通所型サービスへ移行し、これまでと同様のサービスを提供します。それ以外の介護予防サービスは変更ありません。

また、他にも地域の様々な方が高齢者の生活を支援するサービスなども、順次取り入れていきます。

### 一般介護予防事業

65歳以上の全ての高齢者の皆さんを対象に、介護予防のための取組を行っていきます。

市主催の介護予防教室とともに、市民のみなさんが自主的な活動を行う通いの場を増やしていく地域づくりの取組を進めます。

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は「要支援認定を受けている方」と「65歳以上で、国が定めた基本チェックリストにより、サービスを受ける対象として判断された方」です。

### 平成28年3月まで

#### 介護予防サービス（介護保険給付）

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・通所介護（デイサービス）
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・訪問看護
- ・福祉用具貸与 など

このサービスだけ移行します。サービス内容は変わりません。

### 平成28年4月から

#### 介護予防・日常生活支援総合事業

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

#### 介護予防サービス（介護保険給付）

- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・訪問看護
- ・福祉用具貸与 など

## 生活支援サービス・介護予防活動の体制整備を進めます

地域の様々な皆さんが生活支援サービスや介護予防活動を行なっていただくことで、高齢者の日常生活を支え合う体制を作るため、新たな生活支援サービスの創出やサービス提供者のネットワーク化、担い手となる方の養成などを行う生活支援体制整備事業を進めます。

サービス提供主体のネットワークを作り、必要なサービスの把握などを行う**生活支援コーディネーターの配置**と企画、立案、方針決定などを行う**生活支援体制推進協議会の設置**を進めています。

### 生活支援体制推進協議会イメージ

